

水道メーター検針等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月
青森市企業局水道部

目 次

1	趣旨	1
2	本業務の概要	1
3	参加資格	2
4	スケジュール	3
5	参加の申込	3
6	質問の受付及び回答	4
7	途中辞退	4
8	業務提案書等の提出	5
9	プロポーザルの審査	6
10	候補事業者の決定	9
11	失格事項	9
12	委託契約	9
13	事務局	9
14	その他	10

1 趣旨

本要領は、水道メーター検針等業務委託（以下「本業務」という。）において事務の効率化及びお客様サービス水準のより一層の向上を図るため、本業務の受託を行い得る能力を有する事業者のうち、本業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な手続きについて定める。

2 本業務の概要

(1) 業務名

水道メーター検針等業務

(2) 業務の目的

本業務は、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の徴収部門における検針・転出精算・開閉栓等の各業務を対象に外部化・集約化を進めることで、水道事業経営の効率化に資することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 検針業務

イ 転出精算業務

ウ 開閉栓業務

エ 水道メーター等に係る調査業務

オ 滞納整理補助業務

カ 水道メーター管理業務

キ 広報紙等配布業務

ク アからキに付帯する業務

(4) 業務を行う場所

青森市奥野一丁目 2 番 1 号

青森市企業局水道部庁舎

(5) 契約期間

契約締結日（令和 7 年 5 月）から令和 12 年 12 月 31 日まで

※ 契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日までは業務開始準備期間とし、当該期間に関する経費は受注者の負担とする。

(6) 提案価格上限額

892,040,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）提案価格の年度別上限額

令和 7 年度 44,602,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 8 年度 178,408,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 9 年度 178,408,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 10 年度 178,408,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 11 年度 178,408,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 12 年度 133,806,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額は、本業務の予定価格ではなく提案内容の上限を示すものである。

※ 提案の内容にかかわらず、上記の上限額を超えた提案は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にない者であること。
- (5) 青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 18 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得しており、会社としてのリスクマネジメント体制を構築している者であること。
- (7) 給水人口が 20 万人以上の水道事業体が発注した、本業務と同程度の業務内容（検針業務は必須）を包括的に受託し、平成 31 年 4 月 1 日以降に完了又は現在も履行中の実績を持つ者であること。
- (8) 青森市内に本社、又は支店等を有する者であること。
- (9) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 共同企業体の構成員数は、2 社又は 3 社とすること。
 - イ 各構成員の出資比率は、代表者の出資比率を最大として、最小の出資比率は 2 社の場合 30% 以上、3 社の場合 20% 以上とすること。
 - ウ 共同企業体の全ての構成員が、(1)から(5)までの条件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の代表者は、(6)から(8)までの条件をも満たすこと。
 - オ 共同企業体の構成員は、本業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うこと。
 - カ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。

4 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	日 程
参加募集の公告	令和7年2月12日(水)
参加申込書等の提出期限	令和7年2月26日(水) 16時必着
参加資格審査結果の通知	令和7年3月6日(木)
質問書の受付期限	令和7年3月17日(月) 16時必着
質問書への回答	令和7年3月24日(月)
業務提案書等の提出期限	令和7年4月10日(木) 16時必着
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年4月中旬
審査結果の通知	令和7年4月下旬
仕様の決定・見積合せ	令和7年5月上旬
契約締結、業務引継開始	令和7年5月中旬
委託業務開始	令和8年1月1日(木)

※ 公募時点での予定であり、応募の状況等によって変更する場合がある。

5 参加の申込

プロポーザルに参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出すること。また、提出書類の様式は青森市公式ホームページからダウンロードするものとし、郵送、窓口等での配布は行わない。

※青森市公式ホームページ（水道事業）

<https://www.city.aomori.aomori.jp/suido/index.html>

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 会社パンフレット（業務内容、社歴等がわかるもの）
- エ 商業登記簿謄本（公告日より3か月以内に交付されたもの）
- オ 財務状況を示す書類（直近2か年の各会計年度における貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- カ 納税状況を示す書類（国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類、公告日より3か月以内に交付されたもの）
- キ 業務実績調書（様式第3号）
- ク キの業務実績を証する契約書の写し等1部
- ケ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していることが確認できる書類の写し（参加申込書提出日において有効期間内であること）

【共同企業体で参加する場合】

- コ 委託業務共同企業体協定書（様式第4号）
- サ 全ての構成員についての上記イ～カの書類

(2) 提出期限

令和7年2月26日（水）16時（必着）

※提出期限までに到着したものののみ有効とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出することとし、郵送による場合は、書留等発送・配達が確認できる方法で送付すること。

(4) 提出先

青森市奥野一丁目2番1号

青森市企業局水道部営業課

(5) 参加資格審査

提出された書類を基に、参加資格に係る審査を行う。

審査結果については、令和7年3月6日（木）に書面で通知する。

6 質問の受付及び回答

プロポーザルに係る質問がある場合は、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 質問方法

質問書（様式第5号）に必要事項を記入し、標題を「プロポーザルに係る質問〔事業者名〕」とした電子メールに添付して提出の上、事務局へ到着確認を行うこと。

なお、電話での質問は受け付けない。

(2) 提出先メールアドレス

E-mail : josui-eigyo@city.aomori.aomori.jp

(3) 受付期間

令和7年2月12日（水）から3月17日（月）16時まで

(4) 回答方法

質問者から送信された電子メールアドレスに、回答書を添付して返信する。

(5) 質問及び回答の公表

全ての質問及び質問に対する回答は、青森市公式ホームページで公表する。

なお、質問者名は公表しない。

7 途中辞退

参加者は、申出によりプロポーザルの参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第6号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月10日（木）16時（必着）

(2) 提出方法及び提出先

「5 参加の申込」と同じ。

8 業務提案書等の提出

プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり業務提案書、提案価格書及び提案価格内訳書を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

書式は青森市公式ホームページからダウンロードした書式を使用すること。

ア 業務提案書（様式第7号、第8号） 正本1部、副本10部

イ 提案価格書（様式第9号）及び提案価格内訳書（様式第10号） 各1部

ウ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第11号） 1部

(2) 業務提案書の作成方法

ア A4サイズ縦使用、横書き、両面印刷、左綴じで作成する。なお、図表等の添付資料にはA3サイズの使用も可能とするが、提案書に折込み綴じること。

イ 業務提案書（様式第7号、第8号）を表紙として、表紙、目次、本編で構成すること。

ウ 次項「(3) 業務提案書の内容」に示すアからサの順番に沿って作成すること。

エ 本文に提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を含まないように作成すること。

(3) 業務提案書の内容

業務提案書は、次の項目について漏れなく作成すること。また、各業務については、「水道メータ－検針等業務委託要求水準書」の水準を満たすための方法を具体的に記載すること。

ア 業務体制に関する提案

イ 検針業務に関する提案

ウ 転出精算業務に関する提案

エ 開閉栓業務に関する提案

オ 水道メーター等に係る調査業務に関する提案

カ 滞納整理補助業務に関する提案

キ 水道メーター管理業務に関する提案

ク 広報紙等配布業務に関する提案

ケ 個人情報保護・コンプライアンスに関する提案

コ 災害等の緊急時における対策に関する提案

サ 地域貢献に関する提案

(4) 提案価格書及び提案価格内訳書の作成方法

ア 提案価格の根拠となる業務の量は、「水道メーター検針等業務委託要求水準書」に示す事業規模を参考に、参加事業者が推計して算出すること。

イ 提案価格の内訳を漏れなく記載すること。

ウ 提案価格書及び提案価格内訳書を同封の上封緘し提出すること。

(5) 提出期限

令和7年4月10日（木）16時（必着）

(6) 提出方法及び提出先

「5 参加の申込」と同じ。

9 プロポーザルの審査

(1) 審査機関

プロポーザルに係る審査は、「水道メーター検針等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

業務提案書を提出した事業者（以下「提案事業者」という。）は次のとおりプレゼンテーションを行うこと。

ア プレゼンテーションの日時及び場所等は、書面で通知する。提案事業者は、必ず参加すること。

イ プレゼンテーションの時間は各提案事業者 40 分程度とする。また、引き続き、業務提案書を含む提案の内容について、審査委員会委員（以下「審査委員」という。）が 20 分程度ヒアリングを行う。

ウ プレゼンテーションに出席できる人数は、各提案事業者 3 名までとする。

エ プレゼンテーションは自由形式とし、プレゼンテーション用資料の提出は任意とする。

ただし、業務提案書に記載のない新たな提案は認めない。

オ プレゼンテーションにおいて使用する電源、モニター、机及び椅子は貸与するものとし、その他の機器（パソコン等）については、提案事業者が準備すること。

(3) 審査の基準

提案項目ごとの配点は次の基準表のとおりとし、300点満点とする。

[基準表]

審 査 項 目		配 点
①	会社概要	15
②	業務体制に関する提案	35
③	検針業務に関する提案	35
④	転出精算業務に関する提案	25
⑤	開閉栓業務に関する提案	25
⑥	水道メーター等に係る調査業務に関する提案	15
⑦	滞納整理補助業務に関する提案	20
⑧	水道メーター管理業務に関する提案	20
⑨	広報紙等配布業務に関する提案	15
⑩	個人情報保護・コンプライアンスに関する提案	10
⑪	災害等の緊急時における対策に関する提案	10
⑫	地域貢献に関する提案	15
⑬	提案価格書	60
合 計		300

(4) 採点の方法

審査委員が提案事業者の基本事項、業務提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、採点を行う。審査委員それぞれの採点結果の平均値を、提案事業者の得点とする。

(5) 審査の着眼点

提案内容については、主に本業務に対する理解度、意欲、解析力、業務提案書の的確性、実

施手順の妥当性、提案内容の根拠等を基準として評価する。

詳細な審査ポイントは次のとおりとする。

① 会社概要

- ア 将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤を有しているか。
- イ 本業務を受託するに当たり、十分な受託実績（年数、規模等）を有しているか。

② 業務体制に関する提案

- ア 本業務における指揮命令系統及び責任体制が確立されているか。（業務従事者の配置図等を提出すること。）
- イ 総括責任者等として配置を予定する者は、必要な経歴等を有しているか。
- ウ 業務従事者に対して業務に関する教育をどのように行うか。
- エ 苦情及び不当要求に対してどのように対応するか。
- オ 法的対応が必要となった場合は、どのように対応するか。
- カ 業務従事者に対する働き方改革推進をどのように取り組むか。

③ 検針業務に関する提案

- ア 業務の人員配置をどのように行うか。（配置人数の根拠、考え方など）
- イ 検針員として配置を予定する者の業務経験の有無、雇用形態（正規社員・契約社員・パートタイム等）、採用方法等について考え方を示すこと。
- ウ 検針員の業務管理（検針日程、検針遅れの対応等）をどのように行うか。
- エ 誤検針を防止するためにどのような方策があるか。
- オ 検針員にアクシデントによる欠員があった場合は、どのように対応するか。
- カ 業務におけるリスクを想定し、それに対するマネジメント方法を有しているか。
- キ 業務の改善又は効率化について、どのような提案があるか。

④ 転出精算業務に関する提案

- ア 業務の人員配置をどのように行うか。（配置人数の根拠、考え方など）
- イ 業務従事者として配置を予定する者の業務経験の有無、雇用形態（正規社員・契約社員・パートタイム等）、採用方法等について考え方を示すこと。
- ウ 繁忙期における転出精算業務を、業務従事者に負担がかからない体制で行えるか。
- エ 業務におけるリスクを想定し、それに対するマネジメント方法を有しているか。
- オ 業務の改善又は効率化について、どのような提案があるか。

⑤ 開閉栓業務に関する提案

- ア 業務の人員配置をどのように行うか。（配置人数の根拠、考え方など）
- イ 業務従事者として配置を予定する者の業務経験の有無、雇用形態（正規社員・契約社員・パートタイム等）、採用方法等について考え方を示すこと。
- ウ 繁忙期における開閉栓業務を、業務従事者に負担がかからない体制で行えるか。
- エ 業務におけるリスクを想定し、それに対するマネジメント方法を有しているか。
- オ 業務の改善又は効率化について、どのような提案があるか。

⑥ 水道メーター等に係る調査業務に関する提案

- ア 業務の人員配置をどのように行うか。（配置人数の根拠、考え方など）
- イ 業務従事者として配置を予定する者の業務経験の有無、雇用形態（正規社員・契約社員・パートタイム等）、採用方法等について考え方を示すこと。

ウ 業務の改善又は効率化について、どのような提案があるか。

⑦ 滞納整理補助業務に関する提案

ア 業務の人員配置をどのように行うか。(配置人数の根拠、考え方など)

イ 業務従事者として配置を予定する者の業務経験の有無、雇用形態(正規社員・契約社員・パートタイム等)、採用方法等について考え方を示すこと。

ウ 業務におけるリスクを想定し、それに対するマネジメント方法を有しているか。

エ 業務の改善又は効率化について、どのような提案があるか。

⑧ 水道メーター管理業務に関する提案

ア 業務の人員配置をどのように行うか。(配置人数の根拠、考え方など)

イ 業務従事者として配置を予定する者の業務経験の有無、雇用形態(正規社員・契約社員・パートタイム等)、採用方法等について考え方を示すこと。

ウ 業務におけるリスクを想定し、それに対するマネジメント方法を有しているか。

エ 業務の改善又は効率化について、どのような提案があるか。

⑨ 広報紙等配布業務に関する提案

ア 業務の人員配置をどのように行うか。(配置人数の根拠、考え方など)

イ 業務従事者として配置を予定する者の業務経験の有無、雇用形態(正規社員・契約社員・パートタイム等)、採用方法等について考え方を示すこと。

ウ 業務の改善又は効率化について、どのような提案があるか。

⑩ 個人情報保護・コンプライアンスに関する提案

ア 個人情報の保護について、どのような対策を講じるか。

イ コンプライアンスについて、どのような対策を講じるか。

⑪ 災害等の緊急時における対策に関する提案

ア 自然災害や感染症流行等の緊急時における危機管理について、どのような対策(指揮連絡体制、訓練等)を講じるか。

イ 業務中の事故、盗難等による個人情報流出等の緊急事案に対して、どのような対策(管理体制、教育・研修等)を講じるか。

⑫ 地域貢献に関する提案

ア 地元雇用に対する取り組みについて、どのような提案があるか。

イ その他地域貢献に対する取り組みについて、どのような提案があるか。

⑬ 提案価格書

ア 提案全般にわたり、コスト意識を持ち経費節減等の工夫がなされているか。また、提案内容に対して妥当な価格となっているか。

イ 提案価格が提案価格上限額を超えていないか。

(6) 最低基準点の設定

次の項目について、提案事業者の得点が最低基準点を1項目でも満たさない場合は、落選とする。

項目	最低基準点
審査項目③	21点
審査項目①～⑫の合計	144点

10 候補事業者の決定

最低基準点を全て満たした提案事業者のうち、得点が最も高い事業者を本事業の委託候補事業者（以下「候補事業者」という。）として選定する。

なお、提案事業者の得点が同点の場合は、審査項目⑬の得点が最も高い者を候補事業者とする。

※当該得点も同点の場合は、くじ引きにより決定する。

(1) 審査結果の通知

審査結果は、書面で通知する。

審査結果に対する質問がある場合は、審査結果を公表した日から7日間以内に書面により提出すること。

なお、質問は落選した事業者からのみ認める。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、青森市公式ホームページで公表する。公表する項目は次のとおりとし、選定されなかった提案事業者名は公表しない。

ア 候補事業者名

イ 審査における得点

ウ 提案価格（総額のみ）

11 失格事項

次に掲げる事由が生じた場合は、審査委員会において審議のうえプロポーザルの参加資格又は候補事業者の決定を取り消す。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査期間中及び委託契約締結までの間に「3 参加資格」の要件を欠いた場合

(3) 本件に関して不正あるいは公正さを欠く行為等があったと、審査委員会が認める場合

(4) その他本要領の定めに反した場合

12 委託契約

(1) 候補事業者に決定した者と本業務に係る随意契約の手続きを行う。

(2) 契約に当たっては、プロポーザルの提案に基づき詳細について協議の上、仕様内容を決定し契約書を作成するものとする。

(3) 候補事業者は、決定した仕様内容に基づいた委託業務仕様書（案）を作成し提出すること。

(4) 候補事業者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな候補事業者とし手続を行う。

(5) 候補事業者の決定から契約締結までの間に「11 失格事項」に該当する事由が生じた場合は、契約を締結しないことがある。

13 事務局

〒030-0841 青森市奥野一丁目2番1号

青森市企業局水道部営業課

TEL：017-734-4281、FAX：017-774-4936

E-mail：josui-eigyo@city.aomori.aomori.jp

1.4 その他

- (1) 提出期限以降における書類の追加、差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類はプロポーザルの実施以外の目的では使用しない。また、青森市企業局水道部（以下「水道部」という。）が配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (4) プロポーザルに必要な費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (5) プロポーザルの実施に関する情報については、隨時、青森市公式ホームページに掲載する。
- (6) 本要領に定めるもののほか、プロポーザルにおいて必要な事項は、水道部が定める。